

最賃737円

これで生活できるの?!

三重地方最低賃金審議会答申

三重地方最低賃金審議会は8月22日、昨年に比べて「13円増」の737円の最低賃金を答申しました。2ヶ月前増額となりましたが、「160時間働いても10万円をやっと超えるぐらいで、とても生活できる賃金ではない」と、異議申し立てを行いました。安倍政権は、大幅な金融緩和などで景気をむりやり押し上げようとしています。肝心の労働者の賃上げをしなければなんのため経済政策でしょう。

アベノミックスの物価上昇率2%が達成され、来年4月に消費税が8%になったら、「プラス13円」はふきとびます。働いても生活できない人がさらに増えるのは火を見るよりも明らかです。

審議会では、使用者側委員も「アベノミックスの恩恵は地方にはまだ届いていない」と率直に述べていました。最低賃金の大幅な引き上げには、中小企業むけの予算を増やす必要があり、公契約条

例制定も切実な要求です。地方経済の底上げに、生活のできる賃金を基礎に、労使の力をあわせて運動が必要となつています。

年金減らすなんて大間違い！ 不服審査の一斉請求で撤回求める

この12月の年金支給日から、政府の方針で年金が1%減らされ、来年4月さらには1%、15年4月には0.5%と合計2.5%減らされ、その後は「マクロ経済スライド」という制度で毎年0.9%ほどを減らし続けることが予定されています。

年金は、40年ほど働いてきた後の生活保障として設けられた社会保障の制度で、年金は財産権であり、勝手に引き下げられることは憲法に保障された財産権の侵害になります。年金者組合では、政府のインフレ政策で物価が上げられ、健康保険や介護保険など公共料金が値上げされていくので暮らしにくいとなると、みんなが苦しむことになるので、現役の皆さんのためにも頑張りたいと考えています。



日本高齢者大会 5000名超える 参加で大成功を収めました

日本高齢者大会が、9月12、13日の両日、三重県津市において開催されました。

大会は、二日間で延べ5200名を超える参加で大成功を収めました。県内各地域で実行委員会が結成され、準備を進める中で、7年ぶりに5000名を超える参加で、運動の広がりを大きくアピールし、今後の活動に大きな影響を与える大会となりました。

医療・介護改善や消費税増税を許さず社会保障の解体を阻止する高齢期運動を発展させようと全国からの参加者の熱い交流と熱心な学習が繰り広げられました。



日本高齢者大会

三重県母親大会 三上 満さん講演 「いじめは無くせる」

三重県母親大会は、10月6日に嬉野ふるさと会館で開かれました。

オープニングの後、三上さんの講演「子どもたちとともに、平和で明るい未来へ」がありました。三上さんは、人間は、「挑み、立ち向かうもの」であり、「手をさしのべ、支え合うもの」という二つの特性を持っていると言ったことを、東日本大震災の中で示したと話しました。そして、希望とは

「人間への信頼」「明日への信頼」「自分への信頼」の三つのものへの信頼を持つことであり、教育は希望をばくむ仕事であると話されました。

会場から「いじめは学校が無くない限り無いが、どう思いますか?」と質問が出て、三上さんは「いじめは無くせる。いじめは圧倒的な力関係があって、上の者が下の者を支配する中でおきる。」と答えられました。参加者はのべ778名になり、大成功でした。来年は鈴鹿で開催予定です。

サマーセミナー(岐阜)に青年大集合

三重から7名が参加 日頃の「モヤモヤ」を「キラキラ」に

9月14日から16日の三日間、全労連東海北陸ブロック青年部の第22回サマーセミナーが岐阜市で開催されました。

総勢111名の参加があり、三重県からも7名の青年組合員が参加して他県の青年との交流を深めました。

【参加者の声】

サマーセミナーに参加してきました。今回は班長を担当したので、班で仕事や政治に対して「モヤモヤ」としたことを出し合い、それをまとめて



サマセミ 模擬団体交渉の様子

団体交渉するといった役目があり、大変であったが、最終的には「モヤモヤ」を「キラキラ」に変えることができました。二日目には、木村夏美

弁護士を招き「変える? 変えない? どうする日本国憲法」と題した分科会を三重県からの参加者で担当しました。二組に分かれてのディスカッションの時間で活発な議論となり憲法についての認識を深めることができました。不十分ながらも成功させることができました。今回参加したメンバーを中心に来年のサマセミ成功に向けて力を合わせていきたいと思っています。

(自治労連 釜井 敏行)

全労連・かがやけ憲法キャラバン

11月23日(金)三重県との懇談等
11月22日(土)主要各駅頭にて宣伝行動

加入者の立場で
つくられた
自動車共済

等級別割引・
割増の継承
ができます!

全労連共済
お申し込み・お問い合わせは
各共済会へ